令和3年7月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年7月28日 (水)

令和3年7月農業委員会定例総会議事録

令和3年7月農業委員会定例総会を令和3年7月28日(水)午後3時から 日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出 席 委 員(12名)

1番	股	野	満	男		2番	細	Ш	豪	邦
3番	黒	木	耕	作		4番	治	田		健
5番	那	須	成	章		6番	鈴	野	淺	夫
7番	松	木	親	則		8番	甲	斐	英	教
9番	Щ	本	孝	志		10番	溝	П	秀	樹
12番	寺	原		勝		14番	田	原	千	春

欠席委員(2名)

11番 海 野 善 文 13番 安 藤 嘉 弥

農地利用最適化推進委員の出席者

出 席 委 員(16名)

15番	黒	木	藤	市	1 6	番	黒	木	豊	喜
17番	黒	木	幸	義	1 8	3番	野	田	正	明
19番	黒	木	眞壽		2 0)番	佐	藤		力
21番	菊	田	泰	徳	2 2	2番	Щ	口	佐知男	
23番	安	藤	政	廣	2 4	1番	児	玉	恭	司
25番	直	野	廣	義	2 6	番	黒	木	和	男
27番	黒	木	義	行	2 8	番	赤	木		康
29番	矢	野	陸	男	3 0)番	橋	口		泉

事務局出席者

事務局長 黒木秀樹 事務局長補佐 野別浩三主任主事 井本 彩

日程第1 議事録署名者の指名

6番 14番

- 日程第2 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る 農業委員会の決定について
 - 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について
 - 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について
 - 議案第49号 農地のあっせん申出について
 - 議案第50号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について
 - 報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第35号 取下書について
 - 報告第36号 農地転用許可不要届について
 - 報告第37号 農地中間管理事業に伴う農地配分計画について
 - 報告第38号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

6 番 印

14 番 印

議事録

開 会 午後3時00分

議長

それでは、ただいまから令和3年日向市農業委員会7月定例総会を開会いた します。

なお、いつもお願いをしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定していただきたいと思います。次に、また私語を慎んでください。それから、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。

それでは、まず日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に6番委員、14番委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、日程第2、議案審議に入ります。

まず、議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

資料の2ページをご覧ください。

受付番号31番、土地の所在地は日知屋です。地目は畑、地積は3,466 ㎡となっております。譲渡人は共有者2名となっております。譲渡人と譲受人は兄弟でして、譲渡人のお二人は後継者もおらず、唯一農業をされている譲受人に贈与による所有権移転をすることとなり、申請をされました。

農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはありません。また、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、受付番号32番及び33番は関連がありますので、一括して説明をします。

土地の所在地が平岩で、地目が畑、地積が489㎡。

33番のが、土地の所在地は塩見で、地目が畑、地積が832㎡。32番及び33番はどちらも同じ譲渡人でして、譲受人の現在耕作面積が3,882㎡と足りませんが、32番及び33番で取得する農地と合わせて合計5,203㎡となりますので、面積要件を満たすこととなります。

32番につきましては、譲渡人と譲受人がご親戚関係ということもあり、今回贈与による所有権移転となっております。

また、33番につきましては、譲受人より譲渡人にご相談したところ、快く 農地を貸してくださるということで、使用貸借権の設定をすることとなりまし た。

どちらも農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはありません。また、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、受付番号34番、土地の所在地は東郷町で地目が畑、地積は1,370㎡です。こちら、譲受人が規模拡大をしたいということで譲渡人にご相談したところ、快く承諾してくださったということで、所有権有償での移転となります。

事務局

譲受人は、現在6, 821 m耕作しておりまして、東郷町の要件を超えているため面積要件を満たしております。

農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはありません。農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、3ページの受付番号35番、所在地は美々津町。地目は畑、地積は428㎡です。譲受人から規模拡大をしたいということで、譲渡人の方も県外にいらっしゃるということで、快く引き受けてくださったということで、今回所有権有償での移転となります。

譲受人は、現在1万167㎡耕作しておりまして、面積要件を満たしております。

農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはありません。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上5件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号31担当の3番委員及び27番委員から、補足があれば説明をお願いします。

3番委員

3番委員です。問題ありません。

2 7 番委員

27番委員です。問題ありません。

議長

ありがとうございました。

次に、番号32及び番号33担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。

8番委員

8番委員です。問題ありません。

2 4 番委員

24番委員です。問題ありません。

議長

ありがとうございました。

次に、番号34担当の6番委員及び18番委員から、補足があれば説明をお願いします。

6番委員

6番委員です。問題ありません。

18番委員

18番です。問題ありません。

議長

ありがとうございました。

次に、番号35担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。

17番委員

17番委員。問題ありません。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。

議長

ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

資料の5ページをご覧ください。

受付番号18番、土地の所在地は富高。地目が畑、地積が496㎡外4筆です。譲渡人は5名で、譲受人が新たにドッグラン経営を行う計画をされ、申請に及びました。雨水は敷地内自然浸透及び既存南側水路へ排水。汚水についても同様に水路へ排水します。駐車場、管理棟部分は浸透性舗装を行い、ドッグラン敷地部分はのり肩をコンクリートで補強し、高さ1.2mのフェンスを設置するとのことです。申請地は第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号19番、土地の所在地は幸脇。地目が畑、地積が317㎡です。今回、譲受人が資材置場への転用ということで、所有権有償での移転となっております。譲受人がタイヤの車関連の資材置場にするため申請をされました。敷地外周部には柵等を設置し、雨水は自然浸透式とし、生活排水等の雑排水はないとのことです。申請地は第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、6ページ、受付番号20番、土地の所在地は塩見。地目が畑、地積が319㎡外1筆です。所有権有償での移転となりまして、個人住宅建築となっております。こちらの案件は、5月総会時に議案第30号でご審議をいただきましたが、その後資金計画等に変更が生じたため、取下げ後再度申請されたものです。申請地は周辺の農地の状況からおおむね10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当するものと考えられますが、集落に接続して転用されるため、第1種農地の不許可の例外規定に該当します。

農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号21番、土地の所在地が塩見。地目が畑、地積が465㎡外1筆です。今回、所有権無償での移転で、個人住宅を建築されるということで、譲受人は譲渡人の義理の息子に当たり、申請に及んだものです。排水については合併浄化槽を設置し、東側道路の側溝へ接続して行います。隣接農地の所有者は譲渡人であり、住宅建築に同意しているため問題はないとのことです。申請地は第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、問題ありません。

以上4件、皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号18担当の7番委員及び9番委員及び21番委員から、補足があれば説明をお願いします。

7番委員 7番委員です。昨日現地調査行ってまいりました。譲受人、また管理者は地元の方ということであり、何ら問題はないと思います。

9番委員 9番委員です。問題ありません。

21番委員 21番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございました。

次に、番号19担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明を お願いします。

10番委員 10番委員です。別に問題ないと思います。

26番委員 26番委員です。特に問題はありません。

議長 ありがとうございました。

次に、番号20担当の7番委員及び15番委員から、補足があれば説明をお願いします。

7番委員 7番委員です。問題ありません。

15番委員 15番委員です。別に問題ありません。

議長 ありがとうございました。

次に、番号21担当の9番委員及び16番委員から、補足があれば説明をお願いします。

9番委員 9番委員です。問題ありません。

16番委員 16番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをご覧ください。

番号16番、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。土地の所在地が塩見、地目が田、地積が855㎡外1筆です。権利の種類が賃貸借権設定となっておりまして、利用権の設定をする者が、ご自身が経営される果樹園に農地を貸し出されるということで、8年間での契約となっております。

事務局

こちら、先日ご審議いただきました案件で、利用権の設定をする者が買い取られた農地となっておりまして、そちらを新たに果樹園に追加で経営されるということです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申請されるもので、同 法第18条第3項の規定を満たしていると考えられます。

以上1件、皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号16担当の9番委員及び16番委員から、補足があれば説明をお願いします。

9番委員

事務局が言ったとおりで、補足はありません。

16番委員

16番委員です。問題ありません。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

資料の14ページからをご覧ください。

番号8番、土地の所在地が塩見、地目が田、地積が877㎡外6筆で、田の合計が5筆で2,492㎡、畑が2筆で765㎡、合計しまして3,257㎡となっております。今回所有権無償での移転となっておりまして、所有権を移転する者が父で、子が所有権の移転を受ける者です。所有権の移転を受ける者は、畜産業を経営されておりまして、現在経営面積が1万766㎡となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、 また同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

続きまして、番号9番。土地の所在地が美々津町、地目が田、地積が1,874㎡外1筆で、田の合計が1,931㎡となっております。こちらは所有権有償ということで交換となっておりますが、交換先の農地は既に登記済みということで、こちらにの登記が終わってなかったということで、今回申請をされました。所有権の移転を受ける者は2万2,066㎡現在経営されておりまして、主に施設園芸等を中心にされている認定農業者です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、 また同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号8担当の9番委員及び16番委員から、補足があれば説明を

議長お願いします。

9番委員 補足はありません。

16番委員 16番委員。問題ありません。

議長 ありがとうございました。

次に、番号9担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。

17番委員 17番委員。問題ありません。

議長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 資料の19ページからをご覧ください。

番号29番から32番は関連がありますので、一括して説明をします。

まず、29番。土地の所在地が富高、地目が田、地積が1,586㎡。

番号30番。土地の所在地が富高、地目が田、地積が297㎡。

番号31。土地の所在地が富高、地目が田、地積が555㎡。

番号32。土地の所在地が富高、地目が田、地積が1,259㎡です。

こちら、全て農業振興公社にに利用権を設定した後、この後利用権の設定を受ける者にに利用権設定を行い、利用権の設定を受ける者が果樹を植える計画となっております。全て期間が19年3か月となっております。利用権の設定を受ける者は、主にハウス営農をされている認定新規就農者で、果樹も最近始められたということで、規模拡大となっております。

続きまして、番号33番から34番にが関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

利用権の設定をする土地の所在地が日知屋、地目が田、地積が1,503㎡ 外2筆。

番号34番が、土地の所在地が日知屋、地目が田、地積が711㎡となっております。こちら、全て農業振興公社に貸し出した後、法人に利用権設定を行うこととなっております。全て期間が8年5か月で、新規ということになっておりますが、以前にも同じ法人に貸し出されていたんですけれども、利用権の設定をする者が変わったということで、今回申請をされたものです。

番号3.5番、土地の所在地が東郷町、土地の地目が畑、地積が1, 7.2.5 ㎡です。こちら、9年1.1か月ということで、公社に貸し出しをされた後、日向市の認定新規就農者で、利用権の設定を受ける者に貸し出されることとなっております。

以上8件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございま せんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第49号「農地のあっせん申出について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

事務局です。

議案第49号「農地のあっせん申出について」。

資料の24ページをご覧ください。

受付番号5番、土地の所在地が東郷町。地目が田、地積が1,513㎡外1 筆の、田の合計が2筆で2,952㎡です。土地の所有者、申出人が同じ人で す。あっせんの理由につきましては、申出人はもう既に95歳になっておられ ます。ご自分で農地の耕作ができないために、この土地をほかの方に貸してい ました。ところが、その方からもう耕作できないといって土地が返ってきたそ うです。ご自分ではなかなか新たな借手を探すことができないために、農業委 員会にに借手を探してほしいと、貸付けしたいということで今回あっせんの申 出がありました。

以上、説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで本日農地部会が開かれておりますので、農地部会長より報 告をお願いいたします。

農地部会長

今、農地あっせんの申出について説明がありましたが、これを農地部会で審 議しました。この田は2筆とも湿田であり、今後耕作は不可能という話にな り、あっせんには無理ということに決定いたしましたので、報告いたします。 以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございま せんでしょうか。

ないようですのでお諮りします。

農地部会の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、原案のとおりとします。農地部会の決定のとおりといた します。

次に、議案第50号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」 であります。

それでは、日向市農業畜産課に説明をお願いします。

農業畜産課 農業畜産課です。よろしくお願いします。

農業畜産課

資料は25ページになります。

農業振興地域整備計画の変更について意見を求めるものであります。

該当地は、平岩、畑、1筆です。面積は1,724㎡なんですが、そのうちの900㎡が農振農用地となっておりまして、除外について検討しているところであります。

字図合成配置図、こちらを見ていただくと現地の配置関係が分かりますが、ちょうど地図の上が北で下が南になっています。北から南にかけて道路が広域農道になります。広域農道の東側にある1筆になります。その中で、ピンク色で囲んだ部分が農振農用地、青地になっております。この1筆について、全筆トラック及び従業員の駐車場、それと業務上使うコンテナボックスとか籠とかを洗浄したものを干すような干し場、あと作業場として利用される予定であります。

農業畜産課といたしましては、農業振興地域の法律に規定される除外要件について満たしていると認識しているところでありまして、この度、意見を求めているものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで農地部会長に報告をお願いします。

農地部会長

ただいまの説明があった件の現地視察を今日行ってまいりました。

いろいろ説明受けましたが、この皆さんのお手元にあるところにハウス等もあって、山林、地主様より雨水の放流先の了解を得るとか書いてありますが、舗装はしないということで、何らかの排水対策をしないと無理であろうという結論に達して、もうちょっと詳しくこの設計者の中を聞きたい点もありましたので、今回は承認ということまではいかなくて、一応意見としてその旨を伝えたところであります。

事務局というか、そのまた資料等が届いた時点で再度検討するということになりました。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長

それでは、再開いたします。

ただいま部会長より同案件は継続審議としたいという旨の意見がありました。

ここで皆さんに意見、質問等をいただきたいと思いますが、よろしくお願い いたします。

ないようですので、それでは、部会長の報告のとおり継続ということでよろ しいでしょうか。

よろしいということであれば挙手をお願いいたします。

(全員举手)

議長

それでは、全員賛成ですので、部会長の報告のとおり継続ということにいたします。

ここで一旦休憩いたします。

(休憩)

議長

それでは、再開いたします。

続きまして、議案第35号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」であります。これは、5月定例総会で保留となった案件であります。 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

お手元に議案第35号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」という文書をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

こちらの案件、先ほど会長よりもお話があったように保留とした案件でございます。その後、保留となった理由の地元の了解を得ていないとか、公害防止協定がなかったんじゃないかということで保留になった案件ですが、その後、公害防止協定が結ばれており、さらに地元区長や地元班長たちにで事業への理解が得られ、同意されたと聞いております。なので、今回、再度この案件について提案したいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、農地部会長に報告 をお願いします。

農地部会長

今、報告はありました。これに関して、農地部会として協議しましたところ、法的には問題がないということを言われました。私たちが一番心配しているのは、大雨等なんかで鶏舎ごとつかったときにそういうもろもろの問題点が出てきたときには、今の区長並びに地元の班長等が責任を持って対応してもらえばいいという結論に達したんですが、農業委員会としてこの件についていろんな問題点も皆さんお考えでしょうが、法的に問題ないということであれば、もう農業委員会としても止めることはできないという結論になりました。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。

15番委員

15番委員ですけれども、この土地は、何ですか、農地ではなかったんですか。

議長

事務局、どうぞ。

事務局

ご質問があったように、この土地については、建設する前から農地ではございませんでした。

15番委員

じゃ、何ですか。後づけで農地に繰り込むということですか。

議長

事務局。

事務局

説明いたしますと、もともと農地ではなかった場所です。そしてそちらにブロイラーの鶏舎が建ちました。地目は農地に変わるわけでは、今回はありません。あくまでも農地以外のところに鶏舎が建ちました。扱いは宅地です。農業用の宅地ということで、今後課税されていくと思います。地目は変えません

事務局 が、農業振興地域の計画の部分で、この鶏舎の部分について農業用施設用地として編入をしたいという日向市側からの提案でした。これについて農業委員会にとして、これについて了承するか、了承しないかという意見をいただきたいという提案でございます。

議長 ありがとうございました。

15番委員 宅地で農業用地になった場合に、今、農地は55%の課税じゃないですか。 やっぱりそれに繰り込むわけですか。

議長事務局。

事務局

すみません。今言われたのは固定資産税の課税の話でございます。言われたように、農地の場合は一般の宅地に比べるとかなり低い評価額となっております。この土地が何%の課税になるのかというところは、農業委員会事務局は税務課ではございませんので、そのパーセンテージのことは、発言は控えさせていただきますが、農業用の宅地となれば、一般的な宅地に比べるとかなり低くなる、課税がですね、ということは聞いております。

15番委員 最後にもう一ついいですか。

議長| はい、どうぞ。

15番委員 鶏舎のできているところのちょうど前になるところが日向市の取水の取入口 じゃないですか。そういう点に対しては、何も、地元の区長とかは、そういう 農業委員の人たちは何も言わなかったわけですか、これ。

議長事務局、どうぞ。

事務局 そのことについては、何も話はなかったわけではございません。地区の区長とか、そういったところの間で話はされておりました。

先ほど農地部会長からの話があってましたとおり、水、あそこが全部冠水した場合どうなるかとか、そのときの影響とか、そういったものについては、農業委員会としては法的にどうかということではゴーサイン出すんですが、その水につかったとかそういったときについては、水道課の対応になるとか、また農業用水を管理しているところの対応になると思います。農業委員会としては、そういった水道水が汚染するというようなおそれはありますけれども、そこまでは踏み込まないという判断です。

議長 よろしいでしょうか。

15番委員 はい、いいです。

農地部会長

議長 ほかにございませんでしょうか。

今後、こういうことがある以前に、本来ならやる前に一番そういう具体的なことをやったほうが後々問題等も起こらないと思っておりますので、そこあたり、農地利用調査云々とかあるときに、そういう計画等があるというのが耳にもし入った場合は、事前にこういうことが起こらないようにしたがいいと思い

最後に、農地部会長として一言言わせてもらいます。

-14-

農地部会長

ます。

それと、ここは農業用水の水の確保のために抜いた水路でありまして、飲み水云々という、今、飲料水にほとんどそこから取っていますが、そこあたりも、今事務局が言われたように水道課の対応になろうかと思います。今後、幾らかの課題等もまだ残ってあろうかと思いますので、今後、この農業委員会でそこあたり十分気をつけて、もう二度とこういうことがないようにやったらいと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ほかに質問等ございませんでしょうか。

それでは、ないようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

それでは、以上をもちまして議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告第32号から報告第38号について、事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご 報告申し上げます。

まず、報告第32号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」についてであります。議案書では29ページです。

届出の件数は1件、土地は畑1筆で面積は112㎡であります。転用目的につきましては、駐車場でございます。

次に、報告第33号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてであります。33ページ以降になります。

届出の件数は全部で9件、畑10筆で面積は8,524.61㎡であります。転用目的につきましては、住宅、庭、駐車場等でございます。

次に、報告第34号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について であります。議案書では38ページ以降になります。

届出の件数は4件、田が7筆、畑3筆で、面積は7,632㎡であります。

次に、報告第35号「取下げ」が提出されております。5月定例総会受付番号9番でご審議いただいた件についてであります。先ほどご審議いただきましたものです。45号、20番でご審議いただきました。

当初は無償による所有権移転ということだったんですが、有償となったため、様々な変更が生じて取下げとなりました。

したがいまして、今日、改めて申請をし直したという次第でございます。

次に、報告第36号「農地転用許可不要届」についてであります。議案書では43ページです。

これは、送電線建設に伴う建設用地として農地転用が届けられておりました。

次に、報告第37号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画」についてであります。議案書では45ページです。これは、市農業畜産課から提供された情報でございます。

全部で2件、田が14筆1万4, 685㎡、畑1*1, 725㎡の配分が行われております。

事務局長

詳細については、報告第37号別紙をご覧ください。

次、最後です。報告第38号「農地転用許可申請後の許可状況報告」についてであります。

6月の定例総会にて可決した4条申請が5件、5条申請5件が県知事許可されております。

以上、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますととも に、議長の任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございまし た。